

宇部工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針

組織・運営検討委員会
制定 令和2年11月17日

1. 自己点検・評価の目的

本校は、その教育水準の向上を図り、本校の目的を達成するため、学校教育法第109条及び第123条が定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表及び活用するものとする。

2. 自己点検・評価の実施

自己点検・評価は、次に示す10の基準によるものとし、これらの自己点検・評価を毎年度末に実施するものとする。

- (1) 教育の内部質保証システムに関すること
- (2) 教育組織及び教員・教育支援者等に関すること
- (3) 学習環境及び学生支援等に関すること
- (4) 財務基盤及び管理運営に関すること
- (5) 準学士課程の教育課程・教育方法に関すること
- (6) 準学士課程の学生の受け入れに関すること
- (7) 準学士課程の学習・教育の成果に関すること
- (8) 専攻科課程の教育活動に関すること
- (9) 研究活動の状況に関すること
- (10) 地域貢献活動等の状況に関すること

自己点検・評価にあたって、教職員、学生、卒業生及び学外有識者として運営諮問会議委員からの意見を反映する。

自己点検項目については「宇部工業高等専門学校自己点検表」に定めるものとする。

3. 結果の公表

自己点検・評価の結果は、その性質上開示に適さないものを除き、刊行物やホームページ等で広く社会に公表する。

4. 結果の活用

校長は、自己点検・評価の結果に基づき、必要と認められる事項については、点検・評価基準、年度計画及び中期計画に反映し、自律的な教育研究活動等の質保証の改善と向上に努める。